

改正災害救助法に基づく救助実施市の指定に向けた本市の取り組みについて

1 これまでの主な経過

- 平成 30 年 6 月 8 日 改正災害救助法 成立
(公布：平成 30 年 6 月 15 日、施行：平成 31 年 4 月 1 日)
- 平成 30 年 12 月 28 日 災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令 公布
(指定の基準及び申請など)

2 取組状況

(1) 神奈川県との連携

局長・部長級の協議を定期的に開催するとともに、資源配分や応急仮設住宅、医療の分野で個別に協議を行うなど、県との連携体制の確保に向けた調整を進めてきました。また、国等の関係機関や民間の関係団体等との連携体制についても、県と共に調整を進めています。

昨年 12 月 27 日に、「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」が策定され、当該計画に基づく救助の実施等を合意内容とする「改正災害救助法に基づく救助に関する覚書」を、県と締結しました。

【参考資料 1】「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」(平成 30 年 12 月 27 日)

【参考資料 2】「改正災害救助法に基づく救助に関する覚書」(平成 30 年 12 月 27 日)

(2) 体制の整備

法改正以前から、事務委任制度による救助実施を前提に、災害救助法適用レベルの大規模災害に対応するための体制は、既に整備しています。

加えて、救助実施市となるに当たり、これまで健康福祉局の所管であった災害救助事務を、平成 31 年度から、総務局 危機管理室に移管、一元化します。これにより、市災害対策本部の統括機能や国・県との連絡調整機能を一層強化します。

また、指定に向けた準備を含め、救助実施市の体制整備の一環として、本年 1 月 1 日付で、総務局 危機管理室に、災害救助法の事務を専任で担当する課長と係長を各 1 名、新たに配置しました。

(3) 災害救助基金の積立て

救助費用の支弁の財源に充てるため、法第 22 条に定める「災害救助基金」として、必要額を一括で積み立てます。平成 31 年度予算案に、25.8 億円を計上しています。

3 今後の予定

平成 31 年 4 月 1 日の救助実施市指定を希望する場合に期限とされている 2 月 28 日までに、申請書類を内閣府に提出します(申請の準備が整いましたので、本日以降速やかに提出します)。その後、内閣府による県への意見聴取等の確認を経て、指定及び効力発生が決定されます。

(1) 指定希望日

平成 31 年 4 月 1 日

(2) 効力発生希望日

平成 31 年 4 月 1 日

【参考： 災害救助法改正及び内閣府令 概要】

<法改正の概要> (公布：平成 30 年 6 月 15 日)

1. 救助実施市の指定

内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣は予め都道府県知事の意見を聴くものとする。

2. 都道府県による調整

都道府県知事は、救助に必要な物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

3. 災害救助基金

救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積み立てておかなければならないこととする。

<内閣府令の概要> (公布：平成 30 年 12 月 28 日)

○ 指定の基準

救助実施市としての指定を受けるために満たすべき基準は、次のとおりとする。

- ①申請市を包括する都道府県との連携体制を確保していること
- ②円滑かつ迅速に救助を行うための必要な体制が整備されていること
- ③円滑かつ迅速に救助を行うための必要な財政基盤を確保していること
- ④救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制を確保していること

○ 指定の申請

救助実施市の指定の申請は、申請書に次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

- ①申請に係る市を包括する都道府県との調整及び連携の状況を記載した書類
- ②指定の日以後申請市の長が行うこととなる救助に関する組織図及び体制図
- ③災害救助基金の積立ての方法を説明した書類
- ④救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との調整状況を記載した書類
- ⑤その他、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

【参考： 救助実施市制度創設の経緯】

国における検討において、熊本地震やそれ以前の東日本大震災等の状況を踏まえ、今後の大規模・広域的災害に備え、現行の「事務委任制度」に加えて、救助能力のある指定都市への権限移譲によって、事務の執行と財源負担を一致させるとともに、都道府県職員の負担を減らすことにより、被災者の実情に即した対応をより迅速に行うことができる制度を構築することが必要とされました。

そこで、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、昨年6月に、災害救助法の一部が改正され、内閣総理大臣の指定を受けた市が、法に定める救助を自らの事務として主体的に実施することを可能にする『救助実施市制度』が創設されました。

<災害救助法に規定する救助事務>

- | | | |
|-------------------|-----------------------|------------|
| ① 避難所の設置 | ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ⑨ 学用品の給与 |
| ② 応急仮設住宅の供与 | ⑥ 医療・助産 | ⑩ 埋葬 |
| ③ 炊き出しその他による食品の供与 | ⑦ 被災者の救出 | ⑪ 死体の捜索・処理 |
| ④ 飲料水の供給 | ⑧ 住宅の応急修理 | ⑫ 障害物の除去 |

災害救助に係る神奈川県資源配分計画

1 策定の目的

複数の市町村に災害救助法が適用されることが想定される大規模災害時に、県の広域調整の下で、公平で迅速な救助が行えるよう、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などを定める。

2 策定の理由

これまで大規模災害時には、災害救助法を適用し、県が実施主体となり、市町村への事務委任を通じて救助を実施する体制であったが、平成 30 年 6 月に、同法が改正され、国の指定により、政令指定都市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

そこで、救助の主体が複数になることも想定される中で、大規模災害時に県域全体として、公平な救助を迅速に実施するため、災害対策基本法及び改正災害救助法に基づく県の広域調整権の下で、市町村の被災状況に応じて、円滑かつ適切に資源配分を行う必要がある。

3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者へ公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく県の広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

(対象となる資源の例)

- ・被災者に提供する水、食料、生活必需物資などの救援物資
- ・救援物資等の輸送手段や物資拠点
- ・応急仮設住宅（建設型、借上型）
- ・医療資源（保健医療活動チーム、医療機関、医薬品等）
- ・国がプッシュ型で提供する資源、県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会、九都県市など、広域的な枠組みを活用して調達する資源
- ・その他、指定（地方）公共機関など、広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源

(対象外となる資源の例)

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域商店会等から調達する物資などの地域密着型の物資
- ・市町村独自の自治体間協定・カウンターパートによる支援物資等

4 適用する事態

複数の市町村で災害救助法が適用される広域的な災害とする。なお、救助実施市のみが同法の適用となる局所災害においては、計画は適用せず、救助実施市は、自ら資源を確保し、県は、被災市の資源の確保が迅速で適切にできるよう、支援することとする。

5 資源配分の目安

県が平成 25・26 年度に実施した地震被害想定に基づく、資源配分の目安は、「別表」のとおりとする。

これを基に、県、救助実施市は必要な事前の準備を行い、資源配分計画が適用される災害にあつては、次項に基づき、被災の状況に応じて、資源供給計画を策定し、資源の供給を行うこととする。

また、大規模水害など、地震以外の災害においては、目安の設定は行わず、被災状況に応じて、次項の手順に準じて資源の配分を行うこととする。

なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部（県統制部）と連携して資源配分・供給を行うものとする。

6 資源供給計画の策定

物資の配分については、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援（災害対策基本法第 86 条の 16 第 2 項）」及び市町村の要請を受けて県が調達・供給するプル型支援（同法第 86 条の 16 第 1 項）に分けて、手順を整理する。

（1）プッシュ型支援

国の首都直下地震等の応急対策計画では、国は発災後 3 日目までに県が設置する物資拠点（広域物資拠点）に輸送し、4 日目以降、順次、県が、市町村が設置する物資拠点（地域内輸送拠点）に輸送することとなっている。国のプッシュ型支援における資源の供給計画の策定手順は次のとおりとする。なお、県がプッシュ型支援を行う場合にも、同様とする。

ア 資源配分の目安の確認

県統制部において、震度情報などから、類似の地震を推定し、「別表」に基づく資源配分割合の目安を確認し、資源供給の準備を行う。

イ 資源供給計画の策定

市町村等からの被害報告、県の現地災害対策本部などからの情報を基に、概括的な被害情報を整理し、推定される避難者数などを基に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模、時期など、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。

なお、発災後 3 日目までは家庭及び市町村等の備蓄で物資が賄われることを前提とするが、3 日目までに物資が不足する市町村から要請があつた場合には、県が次項のプル型物資の手順による緊急調達を行う。

(2) プル型支援

市町村からの物資等の要請を受け、県は、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関などに対して応援要請を行い、市町村に供給する。その際の資源供給計画の策定手順は次のとおり。

ア 市町村の支援ニーズの把握

県統制部が、県の災害情報管理システムや現地災害対策本部などからの情報を基に、市町村の物資のニーズを把握、整理する。

イ 資源供給計画の策定

県統制部が、物資等供給事業者や全国知事会などの応援による供給可能量、輸送時期を把握し、市町村のニーズに応じた資源供給計画を策定する。

なお、広域調達した物資は、県の広域物資拠点で受け入れ、市町村が指定する地域内輸送拠点等に輸送する。

7 資源供給計画の策定の体制

県統制部・被災者救援班に、救助実施市、物資等輸送関係団体のLO（情報連絡員）等による資源配分連絡調整チーム（仮称）を設置し、資源配分の日安の確認、資源供給計画の策定、物資の集配拠点の指定、輸送手段の確保などの調整を行う。

救助実施市は、発災後、速やかに、資源配分の判断ができる立場の職員及び救助実施市の災害対策本部との連絡調整ができる職員を、県統制部に派遣する。

なお、医療や応急仮設住宅など、個別の計画に基づく資源配分は、県災害対策本部の所管部が、必要に応じ、救助実施市、関係事業者等と連携して調整を行うが、県統制部に設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）で調整が必要になった場合は、第10項の連絡会議（仮称）の構成員を招集し、適宜、調整を行うことができることとする。

8 特別基準の協議

県統制部及び救助実施市は、国と特別基準を協議する場合は、公平な救助を実施するため、できるだけ事前に情報を共有する。また、国との協議結果についても同様に共有する。

なお、個別の計画に基づく配分を行う資源に係る特別基準を協議する場合についても、県災害対策本部の各部は、救助実施市の担当部署との間で情報を共有し、その情報については、県統制部とも共有するものとする。

9 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用（県にあっては、事務委任に基づき委任を受けた市町村が繰替支弁をした費用を含む）について、それぞれ、求償に応じる。

その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないように、留意するものとする。

10 平時における取組

(1) 災害救助に係る連絡会議（仮称）の設置運営

県は、常設の災害救助に係る連絡会議（仮称）を設置し、これを毎年1回以上開催し、資源配分計画の検証、連携体制の確認を行う。

なお、会議は、次の者によって構成するものとし、詳細は別途要綱等により定める。

- ・ 県、救助実施市、市長会、町村会
- ・ 内閣府、国の地方機関
- ・ 物資等輸送関係団体
- ・ 建設・不動産関係団体
- ・ 医療関係団体
- ・ 指定（地方）公共機関（大手輸送事業者、物資供給事業者）
- ・ 協定事業者
- ・ その他 災害救助法に基づく委託団体（日本赤十字社神奈川県支部）

(2) 連絡窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、連絡会議（仮称）の構成機関は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ、関係機関で共有する。

(3) 訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保など、県が設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）の設置、運営訓練を定期的実施する。

(4) 協定等の充実

県は、県域全体を対象とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保するため、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。

また、物資の円滑な供給を確保するため、物資拠点のリスト化を進める。

救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実に努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

11 救助実施市以外の市町村の支援

(1) 平時

県は、本計画に基づき、公平な救助の実施が行えるよう、災害救助法の事務委任に係る事前の取決めに定めた救助の着実な実施に向け、研修等の充実に努める。

また、市町村の資源の確保を迅速で適切に支援できるよう、協定のさらなる充実など、国や民間企業等との連携強化に努める。

(2) 災害発生時の対応

県は、事前の取り決めにに基づき、市町村に事務委任を行い、県、救助実施市、救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施する。また、救助実施市は、被災の状況に応じ、自らの資源を活用し、県の広域調整の下で、救助実施市以外の市町村の支援に努める。

別表 （資源配分の目安）

	都心南部 直下型地震	三浦半島 断層群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震
横浜市	6 強	6 強	5 弱	5 強	5 強	7	7
	554,430	259,330	0	19,550	25,260	1,587,310	1,706,930
	4.2%	6.4%	0%	2.3%	2.0%	4.2%	4.3%
川崎市	6 強	6 弱	4	5 強	5 強	7	7
	479,060	5,620	0	14,850	31,040	428,690	484,060
	3.7%	1%	0%	1.7%	2.5%	1.1%	1.2%
相模原市	6 強	5 強	5 弱	5 強	5 強	6 強	6 強
	85,980	450	0	10	430	81,920	81,920
	7%	0%	0%	0%	0%	2%	2%
政令指定 都市以外 の市町村	6 強	6 強	6 強	6 弱	6 弱	7	7
	180,000	142,850	61,520	51,680	69,440	1,647,130	1,710,090
	1.4%	3.5%	10.0%	6.0%	5.5%	4.5%	4.3%

上段は最大震度、中段は避難者数（人）、下段は資源配分割合（小数点以下切り捨てで記載）をそれぞれ示す。

※ 上表は、県の地震被害想定での避難者数を基にした資源配分の目安である。実災害時には、ライフラインや住宅などの被災状況、地域の特性、市町村のニーズなどを総合的に判断した上で、県の広域調整の下、資源配分を行う。

応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画

平成30年12月27日

神奈川県住宅計画課

1 策定の目的

平成30年6月に災害救助法が改正され、国の指定により、政令市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

県内に救助の実施主体が複数になることも想定される中で、県では、大規模災害時に県域全体として、公平で迅速な救助を行うため、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などについて「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局災害対策課所管）（以下「県資源配分計画」という。）」を定めることとなった。

この県資源配分計画において、「医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部と連携して資源配分・供給を行うものとする。」とされたことから、応急仮設住宅の供給については、県資源配分計画の個別計画として、建設型応急仮設住宅の設置計画（供給計画）の策定に係る事務オペレーション等について「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を次のとおり定めることとする。

2 資源配分について

(1) 資源配分の対象

○本計画において、資源配分の対象は、建設型応急仮設住宅に係る協定を締結している団体（以下「協定団体」という。）から示される「供給可能戸数」とする。

○一方、借上型応急仮設住宅は、県下共通の供給ルールで運用する必要があることや、建設型応急仮設住宅の配分をする上で民間賃貸住宅の供給戸数を把握する必要があることなどから、広域調整が必要な資源として県資源配分計画の対象としているが、次の理由により、配分は設定しない。

（理由）

- ・今後、都心南部直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、被災した市町村だけでは借上型応急仮設住宅を確保することが困難な場合には、当該市町村又は県を越えた広域的な避難も余儀なくされる可能性が高い。
- ・このような大規模の災害においては、被災者が民間賃貸住宅を自ら探すことが主流となることが想定される。実際に、東日本大震災時には、全国各地に避難が行われ、本県でも民間賃貸住宅等に被災者を受入れており、被災者が自ら選択して契約をした。
- ・このような大規模の災害において、救助の実施主体毎に空き住戸を配分すると、被災者の避難行動を制約し、迅速な住宅提供を損ねる可能性がある。

(2) 資源の事前配分

大規模災害において、救助実施市が発災直後から速やかに建設準備に着手できるように、協定団体から示される初動期（1ヶ月）の供給可能戸数について、人口割合に応じて事前に配分することとし、次表のとおり事前配分戸数をあらかじめ設定する。

なお、事前配分の適用については、発災直後の県内の被災状況（震度分布、津波高さ・浸水範囲、水害の浸水範囲等）を踏まえ、県及び救助実施市で協議して決定する。

■事前配分戸数（平成30年4月1日時点の総人口数により設定）

救助主体	総人口数		事前配分戸数（戸）	
	（人）	（地域比）	割合	合計
横浜市	3,733,084	40.7%	41%	771
川崎市	1,505,357	16.4%	16%	301
相模原市	722,688	7.9%	8%	150
県（政令市除く）	3,202,150	34.9%	35%	658
合計	9,163,279	100%	100%	1880

【参考】県内の供給可能戸数^{※1}（単位：戸（29.7㎡、9坪））

協定団体	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	備考
プレハブ建築協会（プレ協） ^{※2}	(3,800)	(29,000)	(62,000)	(関東)
	380	2,900	6,200	神奈川県
全国木造住宅産業協会（全木協）	500	1,500	3,000	神奈川県
日本木造住宅産業協会神奈川支部（木住協）	1,000	3,000	6,000	神奈川県
合計	1,880	7,400	15,200	

※1 各協定団体の供給可能戸数は、協定締結時に提示された供給可能戸数（平成30年11月末時点）。

※2 プレ協の本県への供給可能戸数は、関東圏域（10都県）の供給可能戸数の10%と想定している。

3 建設型応急仮設住宅の設置計画の策定に係る事務オペレーション

(1) 平時

①早期着工可能地の選定（市町村）

- ・市町村は、建設候補地データベースを適時に更新し、早期着工可能地を選定して県に報告する。

②事前対策の情報共有及び検討（県、市町村）

- ・県及び市町村は、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会において、応急仮設住宅の供給に係る事前対策の情報共有及び検討を行う。

(2) 発災直後～1週間頃

①事前配分の適用の要否の判断（県、救助実施市）＜発災直後＞

- ・県及び救助実施市は、2（2）に基づき、資源の事前配分の適用の要否を協議して決定する。

②供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）

- ・県は、公的賃貸住宅（事業主体）及び借上型応急仮設住宅（協定団体）の提供可能戸数、並びに建設型応急仮設住宅（協定団体）の供給可能戸数を把握して、市町村と情報共有する。

③必要建設戸数の推計（県）

- ・①の事前配分の適用を踏まえて、県は、次の推計方法に基づき、必要建設戸数を推計し、市町村と情報共有する。

【必要建設戸数の推計方法】

$$\begin{aligned} \text{必要建設戸数} &= \text{避難者数}^{\ast 1} / 2 \text{人}^{\ast 2} \text{（避難世帯数の推計）} \\ &\quad \times 80\% \text{（全壊・半壊世帯数割合}^{\ast 3} \text{の推計）} \\ &\quad \times 1/2 \text{（建設型応急仮設住宅要望}^{\ast 4} \text{の推計）} \end{aligned}$$

※1 県災害情報管理システムの避難者数により把握する。

※2 本県の世帯平均人数より設定（H27.10.1時点2.26人）

※3、4 東日本大震災における被災県の実例を参考に設定。

- （注意）「必要建設戸数」の公表に当たっては、発災後の初期段階の情報に基づく推計値であることを明記して、協定団体等が混乱を招くことがないようにする。

④建設用地の選定（市町村）

- ・市町村は、③の必要建設戸数（推計値）に対して、地域特性や被災状況を踏まえて、早期着工可能地の中から建設用地を選定して、県に報告する。

⑤要望調査の準備（市町村）

- ・市町村は、実際の必要建設戸数を把握するため、要望調査（避難所アンケート等）の準備を開始する。

⑥設置計画（第1次）の策定（県、救助実施市）

- ・ 県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に供給可能戸数を配分する。
- ・ 県及び救助実施市は、配分された供給可能戸数について、④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画の原案を作成する。
- ・ 県は、設置計画原案について、市町村（救助実施市を除く）に意見照会を行う。
- ・ 県及び救助実施市は、内閣府と調整の上、設置計画（第1次）を策定する。

(3) 2～3週間頃

①供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）【更新】

- ・ 県は、協定団体から提供される供給可能戸数等の情報を適時に更新して、市町村と情報共有する。

②必要建設戸数の推計（県）【更新】

- ・ 県は、必要建設戸数（推計値）を適時に更新して、市町村と情報共有する。

③要望調査の実施（市町村）

- ・ 市町村は、準備が整い次第、避難所アンケート等による要望調査を開始し、必要建設戸数を推計値から要望戸数に置き換えて県に報告する。

④建設用地の選定（市町村）【見直し、追加】

- ・ 市町村は、③の要望戸数に応じて、建設用地の見直し及び追加を行って県に報告する。

⑤設置計画（第1次）の更新（県、救助実施市）

- ・ 県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に配分する供給可能戸数を精査する。
- ・ 県及び救助実施市は、精査後の供給可能戸数と④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画（第1次）の内容を見直して更新する。

(4) 3週間以降

- (3)と同様の流れで、第2次以降の設置計画を策定する。

4 特別基準の協議について

県及び救助実施市は、建設型応急仮設住宅の特別仕様等の特別基準について国と協議する場合は、できるだけ事前に情報を共有することとする。また、国との協議結果についても、同様に共有する。

5 その他

本計画に記載のない事項については、県資源配分計画及び神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル（神奈川県地域住宅協議会作成）によることとする。

以上

改正災害救助法に基づく救助に関する覚書

改正災害救助法（平成 31 年 4 月 1 日施行）第 2 条の 2 に基づく、救助実施市の指定に向け、神奈川県（以下「県」という。）と横浜市（以下「市」という。）は下記事項に合意し、その証として本覚書 2 通を作成し相互に各 1 通を保有するものとする。

（神奈川県資源配分計画に基づく救助の実施）

第 1 県及び市は、県が市の協力の下で策定する「災害救助に係る神奈川県資源配分計画」に基づき、公平かつ迅速な救助、及び救助実施市以外の市町村への支援の円滑な実施に向け、平時及び災害時における体制整備に努める。

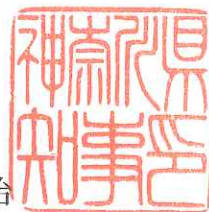
また、資源配分計画の主要事項について、今後、県、市双方の地域防災計画に反映させる。

（民間との連携強化）

第 2 市は、民間団体等との協定等の締結に努め、県の広域調整の下で救助を実施する連携体制を確保する。すでに協定を締結済みで、改定を行わない団体についても、県の広域調整の下で救助が実施されることについて周知し、認識を共有する。

平成 30 年 12 月 27 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



横浜市長 林 文 子

